

随意契約調書

| | | | | |
|----|---------------|---|-------------|---------------|
| 1 | 契 約 年 月 日 | 平成 28 年 4 月 14 日 | | |
| 2 | 請 負 業 者 名 | 清水建設株式会社 | | |
| 3 | 請 負 業 者 の 住 所 | 東京都中央区京橋二丁目16番1号 | | |
| 4 | 工 事 件 名 | 秋篠宮邸各所修繕工事 | | |
| 5 | 工 事 場 所 | 東京都港区元赤坂（赤坂御用地内） | | |
| 6 | 工 事 種 別 | 建築一式工事 | | |
| 7 | 工 事 概 要 | 各所修繕工事 一式 | | |
| 8 | 工 (自 期) | 平成 28 年 4 月 15 日 | | |
| 9 | 工 (至 期) | 平成 28 年 6 月 30 日 | | |
| 10 | | (税込み) | (税抜き) | 落札率 |
| | 予 定 価 格 | 6,296,400 円 | 5,830,000 円 | 99.5 % |
| | 見 積 金 額 | 6,264,000 円 | 5,800,000 円 | |
| 11 | 随 契 理 由 | <p>本件は、御留守中や公的行事の合間等、限られた時間内に調査及び施工を完了させることを求められ、この限られた時間内に確実に施工を完了させるためには、納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>清水建設株式会社は、当該施設の大規模改修や増築工事を施工した実績を有しており、要求される条件を満たし、円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p> | | |

変更契約調書

第1回変更

| | | |
|----|----------|---------------------------------|
| 1 | 請負契約年月日 | 平成28年4月14日 |
| 2 | 請負業者名 | 清水建設株式会社 |
| 3 | 請負業者の住所 | 東京都中央区京橋二丁目16番1号 |
| 4 | 工事件名 | 秋篠宮邸各所修繕工事第1回変更 |
| 5 | 工事場所 | 東京都港区元赤坂（赤坂御用地内） |
| 6 | 工事種別 | 建築一式工事 |
| 7 | 工事概要 | 各所修繕工事 一式 |
| 8 | 工期（自） | 平成28年4月15日 |
| 9 | 工期（至） | 平成28年6月30日 |
| 10 | 原契約請負金額 | 6,264,000円 |
| 11 | 変更契約年月日 | 平成28年6月23日 |
| 12 | 変更後工期（至） | 工期（至）は、原契約のとおり |
| 13 | 変更増減請負金額 | 194,400円 |
| 14 | 変更後請負金額 | 6,458,400円 |
| 15 | 変更理由 | 工事期間中において、障子の破損が判明したため、張替を追加する。 |

随意契約調書

| | | | | |
|----|---------------|--|--------------|---------------|
| 1 | 契 約 年 月 日 | 平成 28 年 4 月 27 日 | | |
| 2 | 請 負 業 者 名 | 株式会社大林組東京本店 | | |
| 3 | 請 負 業 者 の 住 所 | 東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号 | | |
| 4 | 工 事 件 名 | 御所各所修繕工事 | | |
| 5 | 工 事 場 所 | 東京都千代田区千代田（皇居内） | | |
| 6 | 工 事 種 別 | 建築一式工事 | | |
| 7 | 工 事 概 要 | 各所修繕一式 | | |
| 8 | 工 （ 自 期 ） | 平成 28 年 4 月 28 日 | | |
| 9 | 工 （ 至 期 ） | 平成 28 年 10 月 31 日 | | |
| 10 | | （税込み） | （税抜き） | 落札率 |
| | 予 定 価 格 | 23,317,200 円 | 21,590,000 円 | 99.6 % |
| | 見 積 金 額 | 23,220,000 円 | 21,500,000 円 | |
| 11 | 随 契 理 由 | <p>本工事は、御所各所呼出表示設備の改修、屋外機械置場の冷却塔補給水用量水器取替等を目的とした工事である。</p> <p>当該工事は、両陛下の御生活場所において行われる工事である。このため、工事による御生活への影響を最小限にとどめるよう、施工時期や施工方法等について綿密に計画したうえ、工事を行う必要があり、限られた時間内に安全性や機能性を損なうことなく、確実に施工を完了することを強く求められる工事であるため、施設の形状等を熟知し、高度な施工監理能力を持った者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社大林組は、御所新築工事を請け負った共同企業体の幹事会社として実績を有し、かつ、その後の改修工事を履行した実績を有していることから、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p> | | |

随意契約調書

| | | | | |
|----|---------------|--|--------------|--------|
| 1 | 契 約 年 月 日 | 平成 28 年 7 月 1 日 | | |
| 2 | 請 負 業 者 名 | 株式会社大林組東京本店 | | |
| 3 | 請 負 業 者 の 住 所 | 東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号 | | |
| 4 | 工 事 件 名 | 御所各所修繕第 2 回工事 | | |
| 5 | 工 事 場 所 | 東京都千代田区千代田（皇居内） | | |
| 6 | 工 事 種 別 | 建築一式工事 | | |
| 7 | 工 事 概 要 | 各所修繕一式 | | |
| 8 | 工 （ 自 期 ） | 平成 28 年 7 月 2 日 | | |
| 9 | 工 （ 至 期 ） | 平成 28 年 10 月 31 日 | | |
| 10 | | （税込み） | （税抜き） | 落札率 |
| | 予 定 価 格 | 13,521,600 円 | 12,520,000 円 | 99.8 % |
| | 見 積 金 額 | 13,500,000 円 | 12,500,000 円 | |
| 11 | 随 契 理 由 | <p>本工事は、御所広間天井改修,障子張替,屋外機械置場の量水器修繕,地階給湯ポンプ改修等を目的とした工事である。</p> <p>当該工事は、両陛下の御生活場所において行われる工事である。このため、工事による御生活への影響を最小限にとどめるよう、施工時期や施工方法等について綿密に計画したうえ、工事を行う必要があり、限られた時間内に安全性や機能性を損なうことなく、確実に施工を完了することを強く求められる工事であるため、施設の形状等を熟知し、高度な施工監理能力を持った者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社大林組は、御所新築工事を請け負った共同企業体の幹事会社として実績を有し、かつ、その後の改修工事を履行した実績を有していることから、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予決令第 102 条の 4 第 3 号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p> | | |

随意契約調書

| | | | | |
|----|---------------|---|-------------|---------------|
| 1 | 契 約 年 月 日 | 平成 28 年 7 月 6 日 | | |
| 2 | 請 負 業 者 名 | 大成建設株式会社東京支店 | | |
| 3 | 請 負 業 者 の 住 所 | 東京都新宿区西新宿六丁目 8 番 1 号 | | |
| 4 | 工 事 件 名 | 宮殿回廊ほか保全整備工事 | | |
| 5 | 工 事 場 所 | 東京都千代田区千代田（皇居内） | | |
| 6 | 工 事 種 別 | 建築一式工事 | | |
| 7 | 工 事 概 要 | 回廊ほか保全整備工事 一式 | | |
| 8 | 工 (自 期) | 平成 28 年 7 月 7 日 | | |
| 9 | 工 (至 期) | 平成 28 年 9 月 16 日 | | |
| 10 | | (税込み) | (税抜き) | 落札率 |
| | 予 定 価 格 | 2,883,600 円 | 2,670,000 円 | 93.6 % |
| | 見 積 金 額 | 2,700,000 円 | 2,500,000 円 | |
| 11 | 随 契 理 由 | <p>本工事は、宮殿回廊の木製建具改修等を行う工事である。</p> <p>宮殿は、国家的行事の行われる国を象徴する建物という特殊性から、昭和35年1月29日にその造営工事について閣議決定されたものであり、昭和39年7月1日から着工した造営工事に先立っての業者選定において、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（株式会社大林組、鹿島建設株式会社、清水建設株式会社、大成建設株式会社、株式会社竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、その施工にあたっては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任を持って竣工したものである。</p> <p>大成建設株式会社は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p> | | |

随意契約調書

| | | | | |
|----|---------------|---|--------------|---------------|
| 1 | 契 約 年 月 日 | 平成 28 年 7 月 27 日 | | |
| 2 | 請 負 業 者 名 | 鹿島建設株式会社東京建築支店 | | |
| 3 | 請 負 業 者 の 住 所 | 東京都港区赤坂二丁目 1 4 番 2 7 号 | | |
| 4 | 工 事 件 名 | 宮殿豊明殿保全整備工事 | | |
| 5 | 工 事 場 所 | 東京都千代田区千代田（皇居内） | | |
| 6 | 工 事 種 別 | 建築一式工事 | | |
| 7 | 工 事 概 要 | 建築工事，機械設備工事 各一式 | | |
| 8 | 工 （ 自 期 ） | 平成 28 年 7 月 28 日 | | |
| 9 | 工 （ 至 期 ） | 平成 28 年 10 月 14 日 | | |
| 10 | | （税込み） | （税抜き） | 落札率 |
| | 予 定 価 格 | 20,217,600 円 | 18,720,000 円 | 99.7 % |
| | 見 積 金 額 | 20,163,600 円 | 18,670,000 円 | |
| 11 | 随 契 理 由 | <p>本工事は，宮殿豊明殿防火シャッター機器更新，厨芥所鋼製建具改修，厨房床排水溝修繕，西廊下天井裏断熱材吹付，機械室蒸気減圧弁の取替等を行う工事である。</p> <p>宮殿は，国家的行事の行われる国を象徴する建物という特殊性から，昭和35年1月29日にその造営工事について閣議決定されたものであり，昭和39年7月1日から着工した造営工事に先立っての業者選定において，宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから，造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し，かつ，資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（株式会社大林組，鹿島建設株式会社，清水建設株式会社，大成建設株式会社，株式会社竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され，その施工にあたっては，共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任を持って竣工したものである。</p> <p>鹿島建設株式会社は，本工事における責任区分の範囲において，宮殿造営当時から施工管理し，その状況を十分熟知し現在に至っていることから，本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により，会計法第29条の3第4項，予決令第102条の4第3号に基づき，上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p> | | |

随意契約調書

| | | | | |
|----|---------------|--|--------------|--------|
| 1 | 契 約 年 月 日 | 平成 28 年 8 月 9 日 | | |
| 2 | 請 負 業 者 名 | 株式会社大林組東京本店 | | |
| 3 | 請 負 業 者 の 住 所 | 東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号 | | |
| 4 | 工 事 件 名 | 御所各所修繕第 3 回工事 | | |
| 5 | 工 事 場 所 | 東京都千代田区千代田（皇居内） | | |
| 6 | 工 事 種 別 | 建築一式工事 | | |
| 7 | 工 事 概 要 | 各所修繕一式 | | |
| 8 | 工 （ 自 期 ） | 平成 28 年 8 月 10 日 | | |
| 9 | 工 （ 至 期 ） | 平成 28 年 11 月 30 日 | | |
| 10 | | （税込み） | （税抜き） | 落札率 |
| | 予 定 価 格 | 13,899,600 円 | 12,870,000 円 | 99.1 % |
| | 見 積 金 額 | 13,770,000 円 | 12,750,000 円 | |
| 11 | 随 契 理 由 | <p>本工事は、御所接遇棟改修及び地階冷房機取替等を目的とした工事である。</p> <p>当該工事は、両陛下の御生活場所において行われる工事である。このため、工事による御生活への影響を最小限にとどめるよう、施工時期や施工方法等について綿密に計画したうえ、工事を行う必要があり、限られた時間内に安全性や機能性を損なうことなく、確実に施工を完了することを強く求められる工事であるため、施設の形状等を熟知し、高度な施工監理能力を持った者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社大林組は、御所新築工事を請け負った共同企業体の幹事会社として実績を有し、かつ、その後の改修工事を履行した実績を有していることから、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予決令第 102 条の 4 第 3 号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p> | | |

随意契約調書

| | | | | |
|----|---------------|--|-------------|---------------|
| 1 | 契 約 年 月 日 | 平成 28 年 8 月 10 日 | | |
| 2 | 請 負 業 者 名 | 清水建設株式会社 | | |
| 3 | 請 負 業 者 の 住 所 | 東京都中央区京橋二丁目16番1号 | | |
| 4 | 工 事 件 名 | 東宮御所各所修繕工事 | | |
| 5 | 工 事 場 所 | 東京都港区元赤坂（赤坂御用地内） | | |
| 6 | 工 事 種 別 | 建築一式工事 | | |
| 7 | 工 事 概 要 | 各所修繕 一式 | | |
| 8 | 工 (自 期) | 平成 28 年 8 月 11 日 | | |
| 9 | 工 (至 期) | 平成 28 年 9 月 30 日 | | |
| 10 | | (税込み) | (税抜き) | 落札率 |
| | 予 定 価 格 | 3,931,200 円 | 3,640,000 円 | 98.9 % |
| | 見 積 金 額 | 3,888,000 円 | 3,600,000 円 | |
| 11 | 随 契 理 由 | <p>本工事は、東宮御所私室の制気口の取替、公室棟の床補修、事務棟玄関の修繕等を行う工事である。</p> <p>東宮御所の改修に当たっては、御留守中や公的行事の合間等の限られた時間内に調査及び施工をすることが求められ、確実に施工を完了させるためには、納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>清水建設株式会社は、東宮御所において、過去に大規模改修や増築工事を実施していることから、東宮御所の施設や今回の工事条件等に関し、安全かつ確実に実施することができる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p> | | |

随意契約調書

| | | | | |
|----|---------------|--|-------------|--------|
| 1 | 契 約 年 月 日 | 平成 28 年 8 月 24 日 | | |
| 2 | 請 負 業 者 名 | 株式会社竹中工務店東京本店 | | |
| 3 | 請 負 業 者 の 住 所 | 東京都江東区新砂1丁目1番1号 | | |
| 4 | 工 事 件 名 | 三笠宮邸侍女棟手洗所改修ほか工事 | | |
| 5 | 工 事 場 所 | 東京都港区元赤坂（赤坂御用地内） | | |
| 6 | 工 事 種 別 | 建築一式工事 | | |
| 7 | 工 事 概 要 | 侍女棟手洗所改修，公室棟御食堂カーテン取付け，御車寄ほか軒先修繕 各一式 | | |
| 8 | 工 (自 期) | 平成 28 年 8 月 25 日 | | |
| 9 | 工 (至 期) | 平成 28 年 9 月 30 日 | | |
| 10 | | (税込み) | (税抜き) | 落札率 |
| | 予 定 価 格 | 2,905,200 円 | 2,690,000 円 | 98.5 % |
| | 見 積 金 額 | 2,862,000 円 | 2,650,000 円 | |
| 11 | 随 契 理 由 | <p>本工事は，三笠宮邸侍女棟手洗所の設備機器を更新するとともに，御食堂のカーテン取付け，外構軒先の脆弱部修繕を行う工事である。</p> <p>当該工事は，御留守中や公的行事の合間等，限られた時間内に調査及び施工を完了することが求められ，この限られた時間内に確実に施工を完了させるためには，納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社竹中工務店は，三笠宮邸において，過去に大規模改修や増築工事を実施していることから，三笠宮邸の施設や今回の工事条件等に関し，安全かつ確実に実施することができる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により，会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき，上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p> | | |

変更契約調書

第1回変更

| | | |
|----|----------|--|
| 1 | 請負契約年月日 | 平成 28 年 8 月 24 日 |
| 2 | 請負業者名 | 株式会社竹中工務店東京本店 |
| 3 | 請負業者の住所 | 東京都江東区新砂1丁目1番1号 |
| 4 | 工事件名 | 三笠宮邸侍女棟手洗所改修ほか工事第1回変更 |
| 5 | 工事場所 | 東京都港区元赤坂（赤坂御用地内） |
| 6 | 工事種別 | 建築一式工事 |
| 7 | 工事概要 | 侍女棟手洗所改修，公室棟御食堂カーテン取付け，御車寄ほか軒先修繕 各一式 |
| 8 | 工期（自） | 平成 28 年 8 月 25 日 |
| 9 | 工期（至） | 平成 28 年 9 月 30 日 |
| 10 | 原契約請負金額 | 2,862,000 円 |
| 11 | 変更契約年月日 | 平成 28 年 9 月 26 日 |
| 12 | 変更後工期（至） | 工期（至）は，原契約のとおり |
| 13 | 変更増減請負金額 | 129,600 円 |
| 14 | 変更後請負金額 | 2,991,600 円 |
| 15 | 変更理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・目隠し用カーテンの設置を追加する。 ・破損網戸の張替を追加する。 |

随意契約調書

| | | | | |
|----|---------------|--|-------------|---------------|
| 1 | 契 約 年 月 日 | 平成 28 年 10 月 6 日 | | |
| 2 | 請 負 業 者 名 | 株式会社竹中工務店東京本店 | | |
| 3 | 請 負 業 者 の 住 所 | 東京都江東区新砂 1 丁目 1 番 1 号 | | |
| 4 | 工 事 件 名 | 高円宮邸ほか各所修繕工事 | | |
| 5 | 工 事 場 所 | 東京都港区元赤坂（赤坂御用地内） | | |
| 6 | 工 事 種 別 | 建築一式工事 | | |
| 7 | 工 事 概 要 | 高円宮邸，三笠宮東邸 各一式 | | |
| 8 | 工 期（自） | 平成 28 年 10 月 7 日 | | |
| 9 | 工 期（至） | 平成 28 年 12 月 28 日 | | |
| 10 | | （税込み） | （税抜き） | 落札率 |
| | 予 定 価 格 | 4,330,800 円 | 4,010,000 円 | 98.5 % |
| | 見 積 金 額 | 4,266,000 円 | 3,950,000 円 | |
| 11 | 随 契 理 由 | <p>本工事は、高円宮邸中庭のパーゴラの修繕，高円宮邸御車寄軒先の修繕，三笠宮東邸正面玄関敷石の修繕等の工事である。</p> <p>施工場所は、御留守中や公的行事の合間等，限られた時間内に調査及び施工を完了させることを求められ，この限られた時間内に確実に施工を完了させるためには，納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社竹中工務店は，高円宮邸，三笠宮東邸において，過去に大規模改修や増築工事を施工した実績を有しており，要求される条件を満たし，円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により，会計法第 29 条の 3 第 4 項，予決令第 102 条の 4 第 3 号に基づき，上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p> | | |

随意契約調書

| | | | | |
|----|---------------|---|--------------|---------------|
| 1 | 契 約 年 月 日 | 平成 28 年 10 月 11 日 | | |
| 2 | 請 負 業 者 名 | 株式会社藤木工務店東京支店 | | |
| 3 | 請 負 業 者 の 住 所 | 東京都新宿区四谷 4 - 1 6 - 3 | | |
| 4 | 工 事 件 名 | 豊島岡墓地運転手詰所新築工事 | | |
| 5 | 工 事 場 所 | 東京都文京区大塚（豊島岡墓地内） | | |
| 6 | 工 事 種 別 | 建築一式工事 | | |
| 7 | 工 事 概 要 | 豊島岡墓地運転手詰所新築，屋外施設再整備 各一式 | | |
| 8 | 工 期（自） | 平成 28 年 10 月 12 日 | | |
| 9 | 工 期（至） | 平成 29 年 3 月 31 日 | | |
| 10 | | （税込み） | （税抜き） | 落札率 |
| | 予 定 価 格 | 40,564,800 円 | 37,560,000 円 | 98.5 % |
| | 見 積 金 額 | 39,960,000 円 | 37,000,000 円 | |
| 11 | 随 契 理 由 | <p>本工事は、老朽化した豊島岡墓地内の運転手詰所の建替えを行うものである。</p> <p>豊島岡墓地内において工事を行う場合、工事に必要な監督員詰所、資材置場及び工事車両用駐車場といった仮設物や敷地については、突発的な行事に対処するため、当該行事に支障がない場所に設けなければならない。</p> <p>本件工事は、当初、現在施工中である「豊島岡参集所改修ほか工事」（請負者：株式会社藤木工務店東京支店（以下、「同者」という。）、工期：平成28年2月19日～同29年3月31日）と併せて発注する計画であったが、同計画に係る入札の不調が続いたため分割することとなり、平成27年度において工期が長い施工中工事を発注し、同28年度において工期が比較的短い本件工事を発注することとした。</p> <p>同墓地において当該行事に支障がない場所は非常に限られており、その場所は既に施工中工事において同者が使用していることから、新たに監督員詰所等を設けることが出来ない。</p> <p>一方、同者は、監督員詰所等を施工中工事において設けており、本件工事においても共有が可能のため新たに設ける必要がないことから、本件工事を施工できる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p> | | |

随意契約調書

| | | | | |
|----|---------------|--|-------------|---------------|
| 1 | 契 約 年 月 日 | 平成 28 年 11 月 1 日 | | |
| 2 | 請 負 業 者 名 | 株式会社大林組東京本店 | | |
| 3 | 請 負 業 者 の 住 所 | 東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号 | | |
| 4 | 工 事 件 名 | 故崇仁親王喪儀葬場の儀につき葬場設備布設に伴う道路整備ほか工事 | | |
| 5 | 工 事 場 所 | 東京都文京区大塚（豊島岡墓地内） | | |
| 6 | 工 事 種 別 | ほ装工事 | | |
| 7 | 工 事 概 要 | 道路整備，樹木管理，園地管理 各一式 | | |
| 8 | 工 期（自） | 平成 28 年 10 月 28 日 | | |
| 9 | 工 期（至） | 平成 28 年 12 月 22 日 | | |
| 10 | | (税込み) | (税抜き) | 落札率 |
| | 予 定 価 格 | 9,439,200 円 | 8,740,000 円 | 99.5 % |
| | 見 積 金 額 | 9,396,000 円 | 8,700,000 円 | |
| 11 | 随 契 理 由 | <p>本工事は、崇仁親王殿下の薨去（平成28年10月27日）に伴い、葬場周囲の道路整備を行う工事であり、緊急に施工しなければならず、競争に付す時間的余裕がなく、また、儀式を滞りなく遂行させるために過去の経験を特に必要とする。</p> <p>株式会社大林組は、昭和天皇を始め宮家の葬場施設の工事の経験から、この限られた期間内に工事を確実に完成させられる実力を有している。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p> | | |

随意契約調書

| | | | | |
|----|---------------|---|-------------|---------------|
| 1 | 契 約 年 月 日 | 平成 28 年 11 月 1 日 | | |
| 2 | 請 負 業 者 名 | 株式会社大林組東京本店 | | |
| 3 | 請 負 業 者 の 住 所 | 東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号 | | |
| 4 | 工 事 件 名 | 故崇仁親王喪儀墓所の儀につき墓所設備布設に伴う敷地造成ほか工事 | | |
| 5 | 工 事 場 所 | 東京都文京区大塚（豊島岡墓地内） | | |
| 6 | 工 事 種 別 | ほ装工事 | | |
| 7 | 工 事 概 要 | 墓所整備，樹木管理，植栽 各一式 | | |
| 8 | 工 期（自） | 平成 28 年 10 月 28 日 | | |
| 9 | 工 期（至） | 平成 28 年 12 月 22 日 | | |
| 10 | | (税込み) | (税抜き) | 落札率 |
| | 予 定 価 格 | 2,775,600 円 | 2,570,000 円 | 99.2 % |
| | 見 積 金 額 | 2,754,000 円 | 2,550,000 円 | |
| 11 | 随 契 理 由 | <p>本工事は、崇仁親王殿下の薨去（平成28年10月27日）に伴い、墓所設備布設に伴う敷地造成等を行う工事であり、緊急に施工しなければならず、競争に付す時間的余裕がなく、また、儀式を滞りなく遂行させるために過去の経験を特に必要とする。</p> <p>株式会社大林組は、昭和天皇を始め宮家の葬場施設の工事の経験から、この限られた期間内に工事を確実に完成させられる実力を有している。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p> | | |

随意契約調書

| | | | | |
|----|---------------|---|--------------|--------|
| 1 | 契 約 年 月 日 | 平成 28 年 11 月 1 日 | | |
| 2 | 請 負 業 者 名 | 株式会社大林組東京本店 | | |
| 3 | 請 負 業 者 の 住 所 | 東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号 | | |
| 4 | 工 事 件 名 | 故崇仁親王墓宮建第 1 回工事 | | |
| 5 | 工 事 場 所 | 東京都文京区大塚（豊島岡墓地内） | | |
| 6 | 工 事 種 別 | 建築一式工事 | | |
| 7 | 工 事 概 要 | 宮建工事 一式 | | |
| 8 | 工 期（自） | 平成 28 年 10 月 28 日 | | |
| 9 | 工 期（至） | 平成 29 年 3 月 31 日 | | |
| 10 | | (税込み) | (税抜き) | 落札率 |
| | 予 定 価 格 | 16,275,600 円 | 15,070,000 円 | 99.5 % |
| | 見 積 金 額 | 16,200,000 円 | 15,000,000 円 | |
| 11 | 随 契 理 由 | <p>本工事は、崇仁親王殿下の薨去（平成 28 年 10 月 27 日）に伴い、御墓の宮建工事を行うものであり、緊急に施工しなければならず、競争に付す時間的余裕がなく、また、儀式を滞りなく遂行させるために過去の経験を特に必要とする。</p> <p>株式会社大林組は、昭和天皇を始め宮家の宮建工事の経験から、この限られた期間内に工事を確実に完成させられる実力を有している。</p> <p>以上の理由により、会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予決令第 102 条の 4 第 3 号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p> | | |

随意契約調書

| | | | | |
|----|---------------|--|-------------|---------------|
| 1 | 契 約 年 月 日 | 平成 28 年 12 月 1 日 | | |
| 2 | 請 負 業 者 名 | 株式会社東芝 | | |
| 3 | 請 負 業 者 の 住 所 | 神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34 | | |
| 4 | 工 事 件 名 | 宮殿設備センター特高受変電設備機器取替工事 | | |
| 5 | 工 事 場 所 | 東京都千代田区千代田（皇居内） | | |
| 6 | 工 事 種 別 | 電気工事 | | |
| 7 | 工 事 概 要 | 特高受変電設備機器取替 一式 | | |
| 8 | 工 期（自） | 平成 28 年 12 月 2 日 | | |
| 9 | 工 期（至） | 平成 29 年 2 月 27 日 | | |
| 10 | | (税込み) | (税抜き) | 落札率 |
| | 予 定 価 格 | 3,412,800 円 | 3,160,000 円 | 98.1 % |
| | 見 積 金 額 | 3,348,000 円 | 3,100,000 円 | |
| 11 | 随 契 理 由 | <p>特高受変電設備は、特別高圧電力を電気供給事業者から受電し、高圧電力に変電して皇居内各所の変電所に供給する設備である。</p> <p>本工事は、当該設備の構成機器の一部を取り替え、大部分を再使用する工事である。</p> <p>また、取替工事後に、製造者だけが持つ独自のデータに基づく調整が必要であり、他者では知り得ない設備構成・特性などに精通しているとともに、製造時の技術資料や詳細なデータを保有する製造者による施工が必須である。</p> <p>株式会社東芝は、当該設備の製造者であるとともに、設置工事を施工した実績を有しており、本工事に要求される条件を満たした唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p> | | |

随意契約調書

| | | | | |
|----|---------------|---|--------------|---------------|
| 1 | 契 約 年 月 日 | 平成 29 年 1 月 18 日 | | |
| 2 | 請 負 業 者 名 | 清水建設株式会社 | | |
| 3 | 請 負 業 者 の 住 所 | 東京都中央区京橋二丁目16番1号 | | |
| 4 | 工 事 件 名 | 宮殿長和殿保全整備工事 | | |
| 5 | 工 事 場 所 | 東京都千代田区千代田（皇居内） | | |
| 6 | 工 事 種 別 | 建築一式工事 | | |
| 7 | 工 事 概 要 | 建築工事 一式 | | |
| 8 | 工 期（自） | 平成 29 年 1 月 19 日 | | |
| 9 | 工 期（至） | 平成 29 年 3 月 28 日 | | |
| 10 | | (税込み) | (税抜き) | 落札率 |
| | 予 定 価 格 | 16,362,000 円 | 15,150,000 円 | 82.5 % |
| | 見 積 金 額 | 13,500,000 円 | 12,500,000 円 | |
| 11 | 随 契 理 由 | <p>本工事は、宮殿長和殿防火シャッター機器更新、各種建具修繕、南車寄床石防滑塗装、中庭水盤洗浄、南庭貯留槽格子柵取替等を行う工事である。</p> <p>宮殿は、国家的行事の行われる国を象徴する建物という特殊性から、昭和35年1月29日にその造営工事について閣議決定されたものであり、昭和39年7月1日から着工した造営工事に先立っての業者選定において、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（株式会社大林組、鹿島建設株式会社、清水建設株式会社、大成建設株式会社、株式会社竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、その施工にあたっては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任を持って竣工したものである。</p> <p>清水建設株式会社は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p> | | |

変更契約調書

第1回変更

| | | |
|----|----------|--|
| 1 | 請負契約年月日 | 平成29年1月18日 |
| 2 | 請負業者名 | 清水建設株式会社 |
| 3 | 請負業者の住所 | 東京都中央区京橋二丁目16番1号 |
| 4 | 工事件名 | 宮殿長和殿保全整備工事第1回変更 |
| 5 | 工事場所 | 東京都千代田区千代田（皇居内） |
| 6 | 工事種別 | 建築一式工事 |
| 7 | 工事概要 | 建築工事 一式 |
| 8 | 工期（自） | 平成29年1月19日 |
| 9 | 工期（至） | 平成29年3月28日 |
| 10 | 原契約請負金額 | 13,500,000円 |
| 11 | 変更契約年月日 | 平成29年3月22日 |
| 12 | 変更後工期（至） | 工期（至）は、原契約のとおり |
| 13 | 変更増減請負金額 | 1,404,000円 |
| 14 | 変更後請負金額 | 14,904,000円 |
| 15 | 変更理由 | 木材保護塗装の劣化が著しく進行していることが判明したため、塗替えを追加する。 |

随意契約調書

| | | | | |
|----|---------------|--|-------------|---------------|
| 1 | 契 約 年 月 日 | 平成 29 年 1 月 20 日 | | |
| 2 | 請 負 業 者 名 | 株式会社大林組東京本店 | | |
| 3 | 請 負 業 者 の 住 所 | 東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号 | | |
| 4 | 工 事 件 名 | 宮殿表御座所保全整備工事 | | |
| 5 | 工 事 場 所 | 東京都千代田区千代田（皇居内） | | |
| 6 | 工 事 種 別 | 建築一式工事 | | |
| 7 | 工 事 概 要 | 建築工事，電気設備工事，機械設備工事 各一式 | | |
| 8 | 工 期（自） | 平成 29 年 1 月 21 日 | | |
| 9 | 工 期（至） | 平成 29 年 3 月 30 日 | | |
| 10 | | （税込み） | （税抜き） | 落札率 |
| | 予 定 価 格 | 3,693,600 円 | 3,420,000 円 | 99.4 % |
| | 見 積 金 額 | 3,672,000 円 | 3,400,000 円 | |
| 11 | 随 契 理 由 | <p>本工事は，宮殿表御座所障子張替，自動ドア修繕，クローク天井塗装改修，連翠池循環ポンプ用逆止弁取替等を行う工事である。</p> <p>宮殿は，国家的行事の行われる国を象徴する建物という特殊性から，昭和 3 5 年 1 月 2 9 日にその造営工事について閣議決定されたものであり，昭和 3 9 年 7 月 1 日から着工した造営工事に先立っての業者選定において，宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから，造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し，かつ，資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体 5 社（株式会社大林組，鹿島建設株式会社，清水建設株式会社，大成建設株式会社，株式会社竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され，その施工にあたっては，共同企業体 5 社がそれぞれの工事区分の範囲について責任を持って竣工したものである。</p> <p>株式会社大林組は，本工事における責任区分の範囲において，宮殿造営当時から施工管理し，その状況を十分熟知し現在に至っていることから，本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により，会計法第 2 9 条の 3 第 4 項，予決令第 1 0 2 条の 4 第 3 号に基づき，上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p> | | |

変更契約調書

第1回変更

| | | |
|----|----------|------------------------|
| 1 | 請負契約年月日 | 平成 29 年 1 月 20 日 |
| 2 | 請負業者名 | 株式会社大林組東京本店 |
| 3 | 請負業者の住所 | 東京都港区港南二丁目15番2号 |
| 4 | 工事件名 | 宮殿表御座所保全整備工事第1回変更 |
| 5 | 工事場所 | 東京都千代田区千代田（皇居内） |
| 6 | 工事種別 | 建築一式工事 |
| 7 | 工事概要 | 建築工事，電気設備工事，機械設備工事 各一式 |
| 8 | 工期（自） | 平成 29 年 1 月 21 日 |
| 9 | 工期（至） | 平成 29 年 3 月 30 日 |
| 10 | 原契約請負金額 | 3,672,000 円 |
| 11 | 変更契約年月日 | 平成 29 年 3 月 23 日 |
| 12 | 変更後工期（至） | 工期（至）は，原契約のとおり |
| 13 | 変更増減請負金額 | 183,600 円 |
| 14 | 変更後請負金額 | 3,855,600 円 |
| 15 | 変更理由 | 壁裂地劣化につき，継ぎ目補修を追加する。 |

随意契約調書

| | | | | |
|----|---------------|---|-------------|---------------|
| 1 | 契 約 年 月 日 | 平成 29 年 2 月 14 日 | | |
| 2 | 請 負 業 者 名 | 株式会社大林組東京本店 | | |
| 3 | 請 負 業 者 の 住 所 | 東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号 | | |
| 4 | 工 事 件 名 | 故崇仁親王墓宮建第 2 回工事 | | |
| 5 | 工 事 場 所 | 東京都文京区大塚（豊島岡墓地内） | | |
| 6 | 工 事 種 別 | 建築一式工事 | | |
| 7 | 工 事 概 要 | 宮建工事 一式 | | |
| 8 | 工 期（自） | 平成 29 年 2 月 15 日 | | |
| 9 | 工 期（至） | 平成 29 年 3 月 31 日 | | |
| 10 | | (税込み) | (税抜き) | 落札率 |
| | 予 定 価 格 | 9,968,400 円 | 9,230,000 円 | 99.7 % |
| | 見 積 金 額 | 9,936,000 円 | 9,200,000 円 | |
| 11 | 随 契 理 由 | <p>本工事は、崇仁親王殿下の薨去（平成 28 年 10 月 27 日）に伴い、御墓を整備する故崇仁親王墓宮建第 1 回工事からの継続的工事である。</p> <p>御墓の整備は、宮家の意向等を反映した第 1 回工事の設計意図を十分理解したうえでの施工が求められることから、その知識・経験が特に必要であり、かつ現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社大林組は、第 1 回工事の請負会社であり、当該工事設計意図及び現場状況等工事全体を熟知した会社である。</p> <p>以上の理由により、会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予決令第 102 条の 4 第 3 号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p> | | |

随意契約調書

| | | | | |
|----|---------------|--|-------------|---------------|
| 1 | 契 約 年 月 日 | 平成 29 年 2 月 27 日 | | |
| 2 | 請 負 業 者 名 | ヤマトプロテック株式会社 | | |
| 3 | 請 負 業 者 の 住 所 | 東京都港区白金台5丁目17番2号 | | |
| 4 | 工 事 件 名 | 車庫庁舎泡消火設備改修工事 | | |
| 5 | 工 事 場 所 | 東京都千代田区千代田（皇居内） | | |
| 6 | 工 事 種 別 | 消防施設工事 | | |
| 7 | 工 事 概 要 | 泡消火設備改修 一式 | | |
| 8 | 工 期（自） | 平成 29 年 2 月 28 日 | | |
| 9 | 工 期（至） | 平成 29 年 3 月 24 日 | | |
| 10 | | (税込み) | (税抜き) | 落札率 |
| | 予 定 価 格 | 4,352,400 円 | 4,030,000 円 | 99.3 % |
| | 見 積 金 額 | 4,320,000 円 | 4,000,000 円 | |
| 11 | 随 契 理 由 | <p>本工事は、車庫庁舎に設置されている泡消火設備の泡ヘッド、圧力スイッチの一部及び消火薬剤を更新する工事である。</p> <p>本工事では、泡消火設備の一部を更新するため、製造者だけが持つ独自のデータに基づく調整が必要であり、他者では知り得ない当該機器の詳細な内部構造・特性を熟知した製造者による施工が必須である。また、泡消火設備は消防法等に基づく検定に適合するものでなければならず、検定は設備を構成する泡ヘッド等を一体として行われおり、検定を受けたもの以外を使用することはできない。</p> <p>ヤマトプロテック株式会社は、既設の泡消火設備を製造した会社で、本工事に要求される条件を満たした唯一の者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p> | | |